学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

(簡易版)

1. 基礎編

(1) 虐待とは

虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に 重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き 継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大 な権利侵害です。保護者による虐待は、家庭内 におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権など の親権によって正当化されるものではありま せん。

虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されますが、多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければなりません。

【虐待の種類】

身体的	幼児児童生徒の身体に外傷が生じ、又は
虐待	生じるおそれのある暴行を加えること。
	外側からは簡単に見えないような場所に
	外傷があることも多くあります。
性的	性的な満足を得るためにわいせつな行為
虐待	をしたりさせたりすること。直接的な性
	行為だけでなく、子供をポルノグラフィ
	一の被写体にすることなども含まれま
	す。
ネグレ	心身の正常な発達を妨げるような著しい
クト	減食または長時間の放置、保護者以外の
	同居人による身体的虐待や性的虐待の放
	置、その他保護者としての監護を著しく
	怠ること。例えば、重大な病気になっても

病院に連れて行かない、下着など長期間 ひどく不潔なままにする、子供を遺棄し たり、置き去りにしたりするといった行 為を指します。

心理的 虐待

子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供の存在を否定するような言動が代表的ですが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もあります。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス(DV)や、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、当該子供への心理的虐待に当たります。

虐待は家族の構造的な問題を背景として起きており、児童相談所などでは家族の歴史や家族間の関係、経済的背景などを含めて総合的な見立てを行っています。学校・教職員においても、保護者の成育歴、就労や家計の状態、居住状況、ストレスの状態、心身の問題、子供の障害や疾病等の育児負担の問題、望んだ妊娠であったのかどうかという問題など、多様な要因によって虐待が起きるということを理解しておくことが大事です。

(2) 学校、教職員等の役割

学校、教職員においては、虐待の早期発見・ 早期対応に努めるとともに、市町村(虐待対応 担当課)や児童相談所等への通告や情報提供を 速やかに行うことが求められます。 児童虐待防止法によって学校や教職員に求められる主な役割は、以下の①~④の4点ですが、虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村(虐待対応担当課)です。

- (1)虐待の早期発見に努めること(努力義務)
- ②虐待を受けたと思われる子供について、 市町村(虐待対応担当課)や児童相談所 等へ通告すること(義務)
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の 保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと(努力義務)
- ④虐待防止のための子供等への教育に努めること(努力義務)

このほか、児童虐待防止法第13条の4により、児童相談所や市町村(虐待対応担当課)から虐待に係る子供又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができるとされています。

(3) 教育委員会等の役割

教育委員会等設置者は学校と同様に自ら虐 待の早期発見に取り組むとともに、虐待対応に 当たって、例えば以下のような役割を果たして いくことが求められます。

関係機関との連携の強化のための体制整備

虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な虐待を受けた子供の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関との連携の強化等のために必要な体制の整備に努めること。

また、学校及び教育委員会等設置者は、要保護児童対策地域協議会に参加するとともに、特に教育委員会等設置者は、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めること。

さらに、虐待問題に関わる法律問題について 弁護士 (スクールロイヤー) 等の専門家にいつ でも相談できるよう、体制を整えておくこと。

研修の充実

学校の教職員が、虐待の早期発見・早期対応 等虐待の防止に寄与するとともに虐待を受け た幼児児童生徒の自立の支援等について適切 に対応できるようにするため、研修等必要な措 置を講ずること。

これら日常的な対応のほか、学校から児童相談所や市町村(虐待対応担当課)に対して虐待と疑われる事案の通告があった場合、当該事案のその後の経過について学校と共有しておくことが重要です。

また、要保護児童対策地域協議会への参画や 学校からの虐待に関するあらゆる相談に対応 することも重要な役割です。その際、市町村の 虐待対応担当課との連携は欠かせません。

さらに、教育委員会等設置者においても、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること、虐待対応に当たって学校や教育委員会が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討することが重要です。

2. 日頃の観察から通告まで

事案によって異なりますが、学校・教職員が 虐待を発見し、児童相談所や市町村(虐待対応 担当課)に通告するまでは、概ね図1のような 流れとなります。

(1) 発生予防、相談体制の充実等

学校・教育委員会等設置者は、日頃からスクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等による相談体制の充実に努めるとともに、虐待やいじめなどのあらゆる子供の悩みや不安を受け止める窓口があることを幼児児童生徒に日常的に伝えておくことが大事です。子供や保護者が早い段階からSOSを出すことができれば、未然防止、早期発見、早期対応につながるからです。

例えば、養護教諭やSC、SSWの役割を伝えておくほか、子供が相談しやすくなるよう、24時間子供SOSダイヤル(0120-0-78310)を含む電話相談やSNSによる相談、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いちはやく)など、複数の窓口を常に教室や廊下等に掲示しておくことなどが考えられます。

(2) 日頃からの観察等

学校・教職員は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚した上で虐待の早期発見に努めなければなりません(児童虐待防止法第5条)。虐待を早期に発見する観点として、虐待はどこにでも起こり得るという認識に立ち、表1のような子供や保護者、状況をめぐる「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことが重要です。また、アンケート等の訴えからの発見や、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

や放課後子供教室等の学校外からの虐待の情報提供もあることから、日常的に情報を漏らさずに得られるようにアンテナを高く張っておくことが必要です。

さらに、児童虐待防止法ではドメスティック・バイオレンス(DV)により子供に心理的な外傷を与えることも虐待のひとつとして定義しており、子供が目撃しているか否かにかかわらず、DVの問題がある家庭で子供が育つことは心理的虐待として対応するとともに、DVに伴って、子供自身が直接暴力などの虐待を受けている場合もあることに留意が必要です。

このほか、健康診断においては、身体測定、 内科検診や歯科検診を始めとする各種の検査 等が行われることから、これら検査や水泳指導 の際は身体的虐待やネグレクトを早期に発見 しやすい機会であることに留意し、支援が必要 と思われる子供を把握した場合は市町村(虐待 対応担当課)への情報提供が必要です。

図2のように、事故による外傷と異なり、外傷(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけどなど様々)が臀部やふともも内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいるところ、外からわかりにくいところにある場合は、虐待が疑われます。

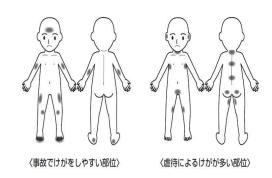


図2 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違

学校における虐待対応の流れ ~通告まで~

発生予防等

- ・子供や保護者への相談窓口の周知、相談対応
- 児童虐待未然防止のための教育、啓発活動
- ・研修の実施、充実

早期発見

- ・日常の観察による子供、保護者、家庭状況の把握
- ·健康診断、水泳指導
- ・教育相談、アンケートなど
- ⇒子供・保護者・状況について違和感あり
- ⇒チェックリストに複数該当



- ・本人(子供、保護者)からの訴え
- ・前在籍校 ・学校医や学校歯科医・他の保護者
- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室等

直ちに管理職へ報告・相談

チームとしての対応、早期対応(情報収集・共有、対応検討)

(メンバー) 管理職、養護教諭、学級担任、学年主任、スクールソー シャルワーカー、スクールカウンセラー等

- ①明らかな外傷(打撲傷 あざ(内出血)、骨折、刺傷、 やけどなど)があり、身体的虐待が疑われる場合 ②生命、身体の安全に関わるネグレクト(栄養失調、医療
- 放棄など)があると疑われる場合 ③性的虐待が疑われる場合

援助方針の決定

(必要に応じて)施設入所

- ④子供が帰りたくないと言った場合(子供自身が保護・救済 を求めている場合)
- ①明らかな外傷(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけどなど)があり、身体的虐待が疑われる場合 ②生命、身体の安全に関わるネグレクト(栄養失調、医療放棄など)があると疑われる場合 ③性的虐待が疑われる場合

- ④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高 いと考えられる場合

①~④に該当 ①~④に該当せず 通告 通告 児童相談所 市町村(虐待対応担当課) (連絡先) (連絡先) 児童相談所虐待対応 ダイヤル 189 安全確認、情報収集、調査 (必要に応じて)一時保護 調査継続

在宅での支援(登校)

①~④に該当 通報

(連絡先)

児童 相 談 所 ゃ 市 町※ 村詳

いても通告 通報したことを連 絡

いずれにお

教

育

委 員

会

等

の細

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の 様子や状況例 【学齢期以降】

- ○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

$\overline{}$		☑欄	様子や状況例							
	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)							
			警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。							
	精神的に不安定		過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。							
			教員等の顔色を伺ったり、接触をさけようとしたりする。							
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 							
			ボーっとしている、急に気力がなくなる。							
- 1			落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。							
- 1	攻撃性が強い	L	他者とうまく関われず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。							
- 1			大人に対して反抗的、暴言を吐く。							
			激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。							
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。							
			担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを							
		L	求める。							
-		[····	不自然に子どもが保護者と密着している。							
	気になる行動		必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。							
,			繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。							
Ŕ			自暴自棄な言動がある。							
-	こせ合めた(お/まな)									
	反社会的な行動(非行)	-	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。							
- 1			保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。							
	保護者への態度		保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。							
			からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。							
- 1			季節にそぐわない服装をしている。							
	身なりや衛生状態		衣服が破れたり、汚れている。							
			虫歯の治療が行われていない。							
- 1	A 15.00		食べ物への執着が強く、過度に食べる。							
- 1	食事の状況		極端な食欲不振が見られる。 							
- 1			友達に食べ物をねだることがよくある。							
- 1			理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。							
- 1	登校状況等		きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。							
			なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない。							
			理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。							
			発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。							
- 1	子どもへの関わり・対応		「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。							
] C 0. (0)(A)(1)-7-7-1/0		子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。							
- 1										
		-	子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。							
ļ	きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。							
保			きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。							
ŧ			精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)							
Ď	心身の状態		アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。							
ŧ	(健康状態)		子育てに関する強い不安がある。							
-			保護者自身の必要な治療行為を拒否する。							
	気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。							
			被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。							
- 1										
- 1			他児の保護者との対立が頻回にある。							
- 1			長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。							
ļ	学校等との関わり		欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。							
			学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。							
₹	+11-00 - 01		夫婦間の口論、言い争いがある。							
Ē	家族間の暴力、不和 住居の状態	[絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。							
7		İ	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。							
Ŧ			理由のわからない頻繁な転居がある。							
D		+	近隣との付き合いを拒否する。							
犬	サポート等の状況		近隣との行き合いを担合する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。							

		☑欄	様子や状況例
	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
*	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
参	きょうだいが著しく多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
考	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
事項	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

[※]不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

	表情が乏しい、触られること・近づかれることをひどく嫌がる、乱暴な言葉遣い、極端に無口、大人へ
子供についての	の反抗的な態度、顔色を窺う態度、落ち着かない態度、教室からの立ち歩き、家に帰りたがらない、性
異変・違和感	的に逸脱した言動、集中困難な様子、持続的な疲労感・無気力、異常な食行動、衣服が汚れている、過
	度なスキンシップを求めるなど
/2. サント・ウンスの	感情や態度が変化しやすい、イライラしている、余裕がないように見える、表情が硬い、話しかけても
保護者についての	乗ってこない、子供への近づき方・距離感が不自然、連絡が取りにくい、人前で子供を厳しく叱る・叩
異変・違和感 	く、行事に参加しない、家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い、家の様子が見えない など
	説明できない不自然なケガ・繰り返すケガ、体育や身体計測のときによく欠席する、低身長や低体重、
状況についての	体重減少、親子でいるときには親を窺う態度や表情が乏しいが親がいなくなると急に表情が晴れやか
異変・違和感	になる、子供が具合が悪くなったなどで保護者に連絡しても緊急性を感じていない様子、その家庭に対
	する近隣からの苦情や悪い噂が多い など

児童虐待への対応における役割

教育委員会等 市町村福祉部局 児童相談所

校長等管理職

【通常時】

- ・虐待対応の明確な役割分担と校内分掌の整備
- ・自ら研修の受講,全教職員を対象とした校内研修等の実施・関係機関との連携の強化

- 関係機関との連携
- 要保護児童対策地域協議会への参画

学級相任

- ・日常的な子供、保護者の観察・把握 ・相談窓口の案内、周知

【诵告時、诵告後】

- ^{通古時、連古を1} ・対応状況の記録の保存 ・当該幼児児童生徒及び同学級他 幼児児童生徒の安定を図る働きかけ

スクールソーシャルワーカー

【通常時】

- ・校内体制整備状況への助言 ・関係機関との連携体制について助言

- 【通告時、通告後】 ・保護者との調整 ・関係機関との連携

スクールカウンセラー

【通常時】

・教育相談

【通告時、通告後】 ・幼児自児童牛徒の心のケア ・カウンセリング

養護教諭【通常時】

健康相談、健康診断、救急処置等におけ る早期発見

図 3

- 【通告時、通告後】 ・関係機関との連携(定期的な情報共有)
- ・幼児児童生徒の心のケア

生徒指導主事

【通常時】

- 通常時分 ・虐待に関する校内研修等の実施 ・学級担任等からの情報の収集・集約

【通告時、通告後】 ・関係機関との連携(特に警察)

学校医、学校歯科医

- ・健康診断等における早期発見、早期対応 ・専門的な立場からの指導助言

【通告時、通告後】 ・学校・関係機関との連携

学校事務

ムとしての対応

(3) チームとしての早期対応

虐待事案は、児童相談所、市町村(虐待対応 担当課)のほか、警察、医療機関など複数の関係機関と情報を共有しつつ連携して対応する ことや、専門の機関による判断や対応が必要な 場面が多く、また、長期化するものも少なくあ りません。学校がそれらの専門機関と継続的に 連携して対応するには、初期段階から管理職の リーダーシップのもと、組織として対応するこ とが重要です(図3参照)。

また、虐待と疑われる事実関係は、本人の発言内容も含めて具体的に記録してください。

(4) 通告の判断に当たって

学校が通告を判断するに当たってのポイントは次のとおりです。

- ・確証がなくても通告すること(誤りであったとしても責任は問われない)
- ・虐待の有無を判断するのは児童相談所等の 専門機関であること
- ・保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
- ・通告は守秘義務違反に当たらないこと

虐待の有無を判断するのは児童相談所等であることを踏まえ、学校は虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらってはならず、早期対応の観点から通告することが重要です。

なお、児童虐待防止法の趣旨に基づく通告であれば、それが結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されません。

(5) 通告の仕方

通告は概ね、市町村(虐待対応担当課)また は児童相談所のいずれかに対して行います。

通告の判断に迷った場合や緊急でない場合

は、市町村(虐待対応担当課)に連絡すること になりますが、次の①~④に該当するような場 合は児童相談所に通告しましょう。

ただし、市町村の担当が不在の場合や夜間休日に通告する場合には、子供の安全のために速やかに児童相談所に連絡してください。

【児童相談所に通告する場合】

- ①明らかな外傷(打撲傷、あざ(内出血)、 骨折、刺傷、やけどなど)があり、身体的 虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクトが あると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子供が帰りたくないと言った場合

(子供自身が保護・救済を求めている場合)

必ず通告後速やかに設置者である教育委員 会等設置者にも通告したことや通告内容、通告 先からの連絡事項等を連絡しましょう。

また、以下の①~④の場合については警察に も通報するようにしてください。

【警察に通報する場合】

- ①明らかな外傷(打撲傷、あざ(内出血)、 骨折、刺傷、やけどなど)があり、身体的 虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト(栄養失調、医療放棄など)があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④この他、子供の生命・身体に対する危険性、 緊急性が高いと考えられる場合

3. 通告後の対応

通告後の流れは概ね図4のようになりますが、一連の流れの中で児童相談所や市町村(虐待対応担当課)等から学校への個別の協力要請がくることもあります。

(1) 一時保護解除後の対応等

一時保護が解除され、幼児児童生徒が学校に復帰する際、学校は児童相談所から保護期間中の子供の状況を十分に聞き、校内チームで情報を共有して共通理解を深めた上で、見通しをもった支援を行うことや、普段の様子を丁寧に観察する必要があります。

学校は一時保護解除後も当該幼児児童生徒 が普段と変わったことがないか、注意深く見取 っていくとともに、不自然な点があれば、児童 相談所や市町村(虐待対応担当課)に相談する ようにしてください。

また、長期間学校を欠席し、家庭訪問等を行っても本人に面会できない場合はその情報を 関係機関と共有して対応することが重要です。

(2) 要保護児童対策地域協議会への参画

要保護児童対策地域協議会(要対協)は、関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力を確保するため、ほとんどの市町村に設置されています。

なお、要対協のメンバーには守秘義務が課されていることから、要対協において学校が提供 した情報や事実について、保護者をはじめ対外 的に伝わる心配はありません。

要対協において、虐待ケースとして進行管理 台帳に登録されている幼児児童生徒や、児童相 談所が必要と認める幼児児童生徒について、市 町村や児童相談所からの求めに応じ、概ね1か 月に1回程度、出欠状況や家庭からの連絡の有 無、欠席の理由について書面にて情報提供する ことが必要となるほか、当該幼児児童生徒が理 由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き 7日以上欠席した場合には、速やかに情報提供 することが必要です。

4. 子供・保護者との関わり方、 転校・進学時の対応

(1) 虐待を受けた子供への関わり

虐待を受けた子供は大人への不信感や恐怖心を抱いていることや自己肯定感が著しく低いことが多く、教職員は子供の言動の背景をよく理解した上で、学校で安心して過ごせるよう受容的に接し、不安や緊張を和らげたりするほか、SC・SSW等と連携しながら心のケアを行ったり、自尊感情を育むよう工夫したり、折に触れて声をかけたりするなどして対応していくことが必要です。

(2) 保護者への対応

通告後は、児童相談所や市町村(虐待対応担 当課)が個々のケースについて調査し、援助方 針を立て、それに基づいた電話や面接、訪問等 を通じて保護者に指導助言、カウンセリング等 のソーシャルワークを行うことになります。

「親権」を理由に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひるまず子供の命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重要です。

保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、学校・教育委員会等は複数の教職員等で対応すること、学校においては即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で、組織的に対応することに加え、速やかに市町村(虐待対応担当課)・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報を共有し、連携して対応することが必要です。

(3) 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ 要保護児童等が転居先・進学先の学校でも安

全に安心して学ぶことができるよう、転居や進 学の際の学校間の引継ぎも重要となります。転 出元・進学元の学校は、指導要録や健康診断票、 虐待に係る記録の文書の写しを引き継ぐとと もに、対面、電話連絡などを通じて新しい学校 に必要な情報を適切に伝えることが重要です。 また、引き継がれた学校においても、虐待に関する情報については個々の教員が抱え込まず、必ず校長等の管理職や養護教諭、SC、SSW等に共有するとともに、市町村(虐待対応担当課)や新たに管轄する児童相談所と今後の対応方針を検討することが重要です。

様式1

虐待と思われる事案の記録

							1/			学校
記録日		和	年	月	日					
	ふりがな									
	氏名									
	生年月日		平成	年	月	日	歳	男・3	女	
	住所									
			立		学校		年	:	組	
子供	就学状況	(出席:		良好 •					ж	
	390-3-10000		的に→	1271	2011373		1 32.12	C D C DEC		
	学校での									
	様子	n-t	- / - / -	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			= 1+ ==			
	特記事項		の有無(A までの支 <u>i</u>	種類・程度 爰状況等			云校歴、			
	ふりがな				ふりカ	ドな				
	氏名		·		氏名					
	職業				職業					
保護者	続柄				続柄					
	年齢				年齢					
	電話				電話					
	住所									
虐待と思わ れる内容	・本人の説)状況 :応じて: 使明	外傷につ	いてのスケ	・ッチを記り					
家庭の状況	・ 同居家族		说(字校、	、字年組、	年節 等)				
NZ (L () () ()	・通告日、	通告先.	担当者							
通告先(児童 相談所か市町 村)	・指示助言	内容な	ど							
その他の通報	通報日.	通告先	担当者							
先(警察、教 育委員会等)										

※幼稚園は本様式を適宜修正してお使いください。

[※]必要に応じて自由様式で情報を追記するなどして適宜活用してください。

[※]本様式をもって児童相談所や市町村への通告、教育委員会や警察への連絡に活用することも考えられます。

